

「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い(案)」に対する意見

朝日監査法人 酒井 弘行、奥村 始史

Q5 転換負債の当期純利益調整額について

(1)

転換負債の当期純利益の調整の目的は、転換されたならば行われたであろう、配当(利益処分)との整合性をとるために行われるものであると解されます。従って、当期純利益調整額は株式の配当に相当する項目のみを限定的に調整すれば足り、各種手数料を考慮する必要はないと思われま

(2)

「税額が発生しない場合であっても、税額相当額は法定実効税率により算定すれば足りるが、その事実が確実な場合に、厳密に税効果を考慮し税額相当額をゼロとすることを妨げるものではない。」との記述がありますが、そもそも一株当たり当期純利益の計算はあくまで仮定計算である以上、実際に会社が税金を発生する状態にあるか否かに関わらず、一律に法定実効税率により算定した税額相当額を控除するほうが数値の客観性が高まるのではないかと考えます。また、指針25項では、「課税されたと仮定した場合の税額相当額を控除」とされており、草案Q5の記載においても「転換仮定後の繰延税金資産の回収可能性まで実務上の判断を求めない便宜的な取扱いであることによる」としていることから、厳密に税効果を考慮し税額相当額を算定する必要はないと思われま

以上